

議案第16号

小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例の一部を改正する条例
小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金条例（令和2年小田原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月16日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、小田原市新型コロナウイルス感染症緊急対策基金の設置期間を延長するため提案するものであります。